

令和2年6月3日

保護者の皆様

大阪市立大桐中学校  
校長 土屋 雅

## 非常変災時の措置について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は本校の教育にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪市教育委員会より、「非常変災時の措置基準」について一部変更が通知されましたのでお知らせいたします。

今後、本校におきましても、次に示す基準により臨時休業等の措置をとります。「学校ホームページ」「保護者連絡メール」での連絡が機能しないことも想定されますので、**大切に保管し非常変災時の参考にしていただくようお願いいたします。**

### 記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる災害等が発生した場合、**臨時休業**とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 東淀川区のいずれかの地域において河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、「【震度5弱】以上の地震が発生（気象庁発表）」した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

※ア～エにかかわらず、生徒の安全確保ができない緊急事態や教育活動の実施が困難と校長が判断した場合は、臨時休業等の措置をとることがあります。また、大阪市災害対策本部長（市長）、大阪市教育委員会から指示があった場合には、その指示に従うことになります。

※生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。ただし、安全が確認されない場合（「警戒レベル4」の対象区域に指定されている場合を含む。）には、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。

※登下校中や在宅時に災害等が発生した場合に、その状況に応じてどのような行動をとるか等、学校でも指導いたしますが、日頃より各ご家庭でもご指導・ご相談いただくようお願いいたします。